第3次大阪市子ども読書活動推進計画 策定経過

平成29年6月 第3次大阪市子ども読書活動推進計画　策定委員会発足

平成29年6月22日 区長会こども・教育部会へ計画策定について報告

平成29年7月18日　 第3次大阪市子ども読書活動推進計画　策定委員会（第1回）

 ・第2次大阪市子ども読書活動推進計画の成果と課題について

・第3次大阪市子ども読書活動推進計画目次案及び取組みについて

平成29年8月24日 区長会こども・教育部会へ進捗状況報告

平成29年8月～9月 各区の読書活動について聞き取り調査実施

　　　　　　　 各区の子ども読書活動推進連絡会の構成員からの意見集約

平成29年10月17日 平成29年度大阪市子どもの読書活動推進連絡会

 ・第3次大阪市子ども読書活動推進計画素案（案）について

平成29年10月24日 第3次大阪市子ども読書活動推進計画　策定委員会（第２回）

 ・第3次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）について

平成29年11月22日 第26回教育委員会会議

 ・第3次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）について審議・可決

平成29年12月15日～平成30年1月15日

 第3次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）にかかるパブリックコメント実施

平成30年2月2日第3次大阪市子ども読書活動推進計画　策定委員会（第３回）

 ・パブリックコメントに寄せられたご意見および回答について

 ・統計数値修正にともなう素案本文修正について

 ・参考資料等（本文脚注、用語解説、図表、資料編・掲載資料）について

平成30年2月8日 区長会こども・教育部会へ進捗状況報告

平成30年2月21日 第26回教育委員会会議

 ・第3次大阪市子ども読書活動推進計画（案）について審議

第3次大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会　設置要綱

１　目　的

平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条の規定及び国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、全国的にさまざまな面で子どもの読書環境の整備が継続的に進んできた。平成25年5月に国は平成20年3月の第二次計画を経て、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）を策定しており、大阪府においても、平成23年3月の第2次計画を踏まえて、平成28年3月に「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」が策定されている。

大阪市では、平成18年3月に「大阪市子ども読書活動推進計画」(第１次) 、平成25年3月に「第2次大阪市子ども読書活動推進計画」を策定し、すべての大阪市の子どもたちが生き生きと読書を楽しむことができるよう読書環境の整備・充実をはかってきた。また大阪市の教育行政の大綱である「大阪市教育振興基本計画」が平成29年3月に最近改訂され、生涯学習の指針である「生涯学習大阪計画」も同時期に最近改訂された。

これらの情勢や第2次計画からの取組や成果を踏まえて、さらに総合的に環境整備を図るため、関係者で構成する第3次大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置し、具体的な計画策定について協議する。

２　内　容

　1　 第３次大阪市子ども読書活動推進計画の策定に関すること

　２　その他、必要な事項

３　組　織

　１　委員会は、別表１に掲げる職にある者を委員として組織する。

　２　委員会に、別表２に掲げる職にある者で組織するワーキング部会を置く。

４　委員長

　１　委員会に委員長を置く。

　２　委員長は、生涯学習担当課長をもって充てる｡

　３　委員長は、議長を務め、会務を統括する｡

５　委員会の開催

　１　委員会は、委員長が招集する｡

　２　委員長は、別表３に掲げる職にある者を、必要に応じてオブザーバーとして招聘することができる。

６　事務局

　　　委員会に事務局を設置し、以下の担当で組織する。

　　　生涯学習担当、中央図書館利用サービス担当

７　その他

　　　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

　この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

別表１（第3次大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 局名 | 部名 | 名称 |
| 教育委員会事務局 | 総務部 | 教育政策課長 |
| 生涯学習部 | 生涯学習担当課長 |
| 指導部 | 首席指導主事（教育活動支援担当・学力向上） |
| 初等教育担当課長 |
| 中学校教育担当課長 |
| 高等学校教育担当課長 |
| インクルーシブ教育推進担当課長 |
| 中央図書館 | 利用サービス担当課長 |
| 地域サービス担当課長 |
| 区役所 | 生野区役所区政推進担当課長（区長会選出） |

別表２（ワーキング部会）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 局名 | 部名 | 名称 |
| 教育委員会事務局 | 総務部 | 総括指導主事（教育政策課） |
| 生涯学習部 | 担当係長（生涯学習担当） |
| 指導部 | 総括指導主事（教育活動支援担当・学力向上） |
| 総括指導主事（初等教育担当・小学校教育） |
| 総括指導主事（初等教育担当・幼稚園教育） |
| 総括指導主事（中学校教育担当） |
| 総括指導主事（高等学校教育担当） |
| 総括指導主事（インクルーシブ教育推進担当） |
| 中央図書館 | 担当係長（利用サービス担当・サービス企画） |
| 担当係長（利用サービス担当・地域サービス） |
| 担当係長（利用サービス担当・学校図書館支援） |

別表３（オブザーバー）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 局名 | 部名 | 名称 |
| こども青少年局 | 企画部 | 経理・企画課長 |
| 子育て支援部 | 管理課長 |
| 保育施策部 | 保育所運営課長代理 |

子どもの読書活動の推進に関する法律

　（目的）

第一条 　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

　（基本理念）

第二条 　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

　（国の責務）

第三条 　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

　（地方公共団体の責務）

第四条 　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

　（事業者の努力）

第五条 　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

　（保護者の役割）

第六条 　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

　（関係機関等との連携強化）

第七条 　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

　（子ども読書活動推進基本計画）

第八条

 　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２ 　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３ 　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

　（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条

 　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２ 　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３ 　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４ 　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

　（子ども読書の日）

第十条

 　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２ 　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３ 　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

 附則

この法律は、公布の日から施行する。

※2001年（平成13年）12月12日公布・施行